

令和7年度 上越市立浦川原小学校「学校いじめ防止基本方針」

はじめに

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び香美市いじめ基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、まず、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめを許さない意識の醸成や互いに尊重し合う人間関係の構築など、学校の内外を問わず、いじめを未然防止することを旨として実施する。

いじめを認知した場合は、いじめをうけた児童の生命・心身を保護することが最優先であるという認識を共有し、上越市、学校、家庭、地域、関係団体が連携して問題の克服に取り組む。

いじめを行った児童の指導については、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任を十分自覚させるとともに、当該児童が抱える問題などにも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。さらに、いじめを認識しながらそれを助長したり傍観したりする児童に対しても、それが間接的にいじめに荷担行為であることを自覚させ、いじめは許されない行為であり、見逃してはいけないことを十分理解できるようにする。

2 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットやSNS等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめ類似行為」についても、いじめ同様の対応を行う。（「いじめ類似行為」とは、「いじめ」と同様な行為を、当該児童が知ったときに心身の苦痛感じる蓋然性が高いものを言う。）

3 基本方針

- （1）全ての児童が安心して生活し、全力で教育活動に取り組む事ができる学校づくりを目指す。
- （2）児童が主体となって取り組む活動を支援し、いじめの問題を自分のこととして捉え考え、議論する活動を支援することにより、自己有用感や規範意識などの社会性を育み、いじめに正面から向き合い、いじめを生まない土壌をつくる。
- （3）いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりえることを全職員で強く意識し、教育活動を進める。
- （4）教育相談窓口を家庭や児童に周知するとともに、児童に対して毎月のアンケートや個別の面談

を実施するなど、一人一人の状況把握を丁寧に行う。

- (5) いじめを認知した場合には、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップの下、関係機関と連携して、早期解決に力を注ぐ。
- (6) 学校はいじめの疑いを発見、または通報を受けた場合、虐待の恐れ等特別な事情のない限り、当日中に、いじめを受けたとされる児童の保護者にいじめ等の態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行ったとされる児童についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。
- (7) (保護者) 児童が安心して生活できる生活環境を整え、児童の相談にのり問題の解決に向けて協力する。また、いじめ問題やインターネットの特性などを学び、児童がトラブルに巻き込まれないように規範意識を育てるように努める。
- (8) (児童) 自分を大切にし、一人一人の違いを理解し、尊重するとともに、いじめは絶対に許されない人権侵害であることを学び、自ら他人に対していじめを絶対しないようにする。また、いじめを受けたりいじめを発見したりした場合は、教師や保護者に相談するようにする。

4 取組の重点

- (1) 豊かな心の育成のための道德教育や生徒指導の充実
 - ① 児童の豊かな情操と道德心を培い、良好な人間関係形成能力を養うため、すべての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図る。
 - ② 保護者並びに地域住民や関係諸機関との連携を図り、いじめ防止に資する「児童の自主的活動」を支援する。
 - ③ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるために、保護者・地域住民・関係諸機関に対して、道德及び同和学習の授業公開を実施する。
 - ④ 「いじめ防止学習プログラム1・2」を活用し、教育活動全体を通じて「生きる生活指導」となるよう確かな児童理解に努める。
- (2) 早期発見のための取組の推進
 - ① いじめを早期に発見するために、毎月の「学校生活アンケート」を毎月実施する。その中で気になる児童については、個別に教育相談を実施し、きめ細やかにいじめの予兆を捉える。
 - ② 年2回、全校児童を対象とする「教育相談」を実施する。
 - ③ スクールカウンセラーの活用を促すために、相談体制・相談環境を整備する。
 - ④ 毎週木曜日には、生活指導終会を実施し、教師間での児童の情報共有を密にする。また、4月に子どもを語る会を実施し、職員共通の方針で子どもに対応するように理解を図る。
 - ⑤ 学校運営協議会や民生委員との連携を図り、情報提供や相談などの協力を得るようにする。
- (3) 相談体制の整備
 - ① いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を有する「いじめ対策委員会」を設置する。
 - 〈構成員〉◎生活指導主任、学級担任、校長、教頭、養護教諭(必要に応じて関係職員も招集)
 - ※事案に応じて、医師、カウンセラー、ソーシャルスクールワーカー、児童相談所等専門家を要請
 - 〈活 動〉ア アンケート調査及び教育相談に関すること
 - イ いじめ問題に対する児童・保護者・地域住民の理解を深めること
 - ウ いじめ事案発生時の対応

〈開催〉学期1回を定例会とする。ただし、いじめ事案発生時はその都度開催する。

② いじめに対する措置として次のことに配慮する。

- ア いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が抱え込まず、組織的に対応できるよう上記の機能を有効に活用する。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導並びにその保護者への助言を継続的に行う。また、児童関係修復のために、謝罪・和解の会の場合や方法を検討し、最善策を講じる。
- ウ いじめが「解消している状態」とは、少なくとも、3ヶ月以上心理的又は物理的な影響が止んでいる状態であること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと、の二つの要件が満たされていることが必要である。いじめの被害が重大な場合は、より長期の期間を設定する。
- エ いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために、必要と認められる場合は保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習できる環境を整えるなどいじめを受けた児童を徹底的に守る。また、いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめに係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。
- オ 指導においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応もありうる。
- エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、上越市教育委員会及び上越警察署等と連携して対処する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめ対策の強化「新潟SNS教育プログラムの活用」

児童及び保護者が、「発信される情報の高度な流通性」「発信者の匿名性」「その他インターネット等を通じて発信される情報の特性」を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめの防止と、いじめ事案発生時に効果的対応ができるよう、必要に応じて外部講師を招聘しての「携帯・ネットトラブル防止教室」を開催する。

○不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、ただちに削除する措置をとる。

○児童の身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、市教委への連絡・報告を行い、所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 重大事態への対応

いじめにより児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたときは以下の対処を行う。ただし、保護者からのいじめによる重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告する。

- ① 重大事態発生を旨を速やかに、上越市教育委員会へ報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する特別組織を設置する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に報告する。

【想定される重大事態】

- ・自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品に重大な被害を被った場合

- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間（年間30日を目安とするが、日数だけでなく個々の状況等を十分把握したうえで判断する）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(6) 主ないじめのサイン

【家庭におけるいじめのサイン例】

- ☐登校しぶり ☐外出の回避 ☐感情の起伏の顕著化 ☐教師や友達への批判の増加
- ☐隠し事の発覚 ☐家庭でのお金の紛失 ☐荒くなる金遣い ☐衣服の不必要な汚れ
- ☐長時間の電話や過度に丁寧な対応 ☐体への傷やいたずらの痕跡
- ☐保護者来校の拒絶 ☐過度なネットへの対応等

【学校におけるいじめのサインの例】

- ☐急な体調不良 ☐遅刻や早退の増加 ☐授業開始前の机やイス、学用品等の乱雑さ
- ☐学用品、教科書、体育着の紛失 ☐学用品の破損、落書き ☐授業への遅参
- ☐発言や行動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 ☐特定児童の発言へのどよめきや目配せ
- ☐図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ ☐多数児童からの執拗な質問や注意
- ☐突然のあだ名 ☐業間や休み時間の単独行動 ☐日頃交流のない児童との行動
- ☐決まったメンバーでのプロレスごっこ ☐バイ菌扱いする鬼ごっこ ☐使い走り
- ☐特定児童（持ち物）からの忌避、逃避 ☐保健室への来室の増加等

【地域で見られるいじめのサイン例】

- ☐登下校時に特定児童が荷物を過度に持たされる。 ☐一人だけ離れて登下校している。
- ☐故意に遅れて登校している。 ☐地域の公園や空き地等に一人でぼつんとしている。
- ☐公園や空き地等で一人の子を数名で取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- ☐コンビニや地域の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。等

5 P T Aや地域の関係団体等との連携について

(1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

- P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめ問題の背景となっている子どもを取り巻く諸問題や、子どものサインに気づく方法等に関する研修を行う。
- ふるさと大浦安青少年健全育成会議と取組の推進を図る。
- いつでも悩みを相談できる県内の教育相談事業に関わる広報カードやチラシ等を配布し、周知する。

※また、保護者は我が子の前で他の児童を批判するなど、いじめを誘発・助長する可能性のあるような言動はしない。

(2) 地域とともにある学校づくり

- 保護者・地域住民が学校運営に積極的に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を推進することにより、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで対応する仕組みづくりを進める。また、学校のいじめ問題の取組についても学校運営協議会にて検証を行う。